

(R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集に係る質問及び回答

令和3年12月17日

FAX到達日	採番	質問内容（原文のまま、すべての御質問を記載しています。）	回答
12月17日	1	募集要項2（8）について、「府内において100台以上の来客用駐車場の運営について実績を有する者であること」と記載がありますが、「来客用駐車場」の定義はございますか？通常のコインパーキングでは対象とならないでしょうか？また「100台以上」については、1現場あたりの台数でしょうか。複数現場の台数を合計した場合は対象とならないでしょうか？	・来客用駐車場の定義は特に定めておりませんが、有料サービスを提供している駐車場を想定しており、コインパーキングも対象となります。 ・また、「100台以上」につきましても、複数現場の台数を合計した場合も対象となります。